

○議長（小野 稔君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、四番五十嵐 忍議員に一般質問を許します。五十嵐 忍議員。

〔四番 五十嵐 忍君 登壇〕

○四番（五十嵐 忍君）

おはようございます。議席番号四番五十嵐 忍でございます。

本定例会に当たり、通告に沿って一般質問いたします。

まず初めに、役場の職場環境についてです。一九九九年改正男女雇用機会均等法でセクハラ概念が確立し、二〇〇七年の同改正法施行では、防止のための雇用管理上の配慮義務が措置義務へと強化されました。さらに、ことし五月のセクハラ対策強化の改正法の成立により、同改正法で初めて「行ってはならない」と明記、相談した従業員への不利益な扱いも禁じられます。

当町においても二〇〇七年の法改正を受け、藤崎町職員のセクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱が発令されていますが、これまでセクハラ防止にどのように取り組んできたか。相談体制と相談件数はどうかお聞きします。

続いて、パワハラについてお聞きします。

パワハラを含め仕事で受けたストレスによってうつ病などの心の病を患い、労災申請する人は近年増加の一途をたっています。ハラスメントに対する世論が厳しさを増す中、職場でのパワハラ防止策が大企業は来年六月から、中小企

業は二〇二二年四月から義務化されます。このような中、当町のパワハラ防止に対する取り組みはどうなっているのか。  
次に、防災についてお聞きします。

この秋は台風十九号による記録的な大雨で東日本を中心に河川が次々と決壊したため、広範囲が浸水し、百人近い人々の命が奪われました。近年の多発する豪雨により、バックウォーター現象や内水氾濫など、これまでは聞きなれなかった用語も耳にする機会が多くなりました。百年に一度だろうが千年に一度だろうが、自分の身に降りかかれば確率は一です。命を守るため、早目早目の避難が何よりも重要になります。

当町でも十月十二日の台風十九号の際、藤崎及び常盤の両老人福祉センターに自主避難所を開設しましたが、自主避難所の開設基準、利用状況、課題は何か。

阪神淡路大震災後、国は福祉避難所の指定を自治体に求めてきました。高齢者や障害者など、専門的なケアを必要とする災害弱者を受け入れ、体調悪化などからの災害関連死を防ぐのが目的ですが、当町における福祉避難所の現状と課題は何か。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして皆さん、おはようございます。

五十嵐議員の一般質問にお答えする前にきょうは多くの町民の方が傍聴に来ております。地域を思う心に心から敬意と感謝を申し上げながら、また先般の秋祭りでも二日間にわたって天候にも恵まれまして、産業、そして文化、健康、

三本の柱が町内外に発信されたと、そう自負しているところでございます。多くの団体、多くの町民に感謝を申し上げる次第であります。

また、ただいま防災のお話を一般質問いただきましたので、ことしも日本列島いたるところで自然災害が多発しました。特に台風十五号、台風十九号にて我々の友好都市である田野畑村も一晩で四百ミリを超えるような豪雨で、大小合わせて五百カ所の道路の箇所、欠損とか、山が崩れたとか、たくさんの被害も報じているところに胸を痛めているところでございます。改めまして多くの災害に遭われました皆様に心からお見舞いと、そして一日も早い復旧・復興を皆さんとともに祈念申し上げる次第であります。

それでは、五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、「役場の職場環境について」のイの「セクシュアルハラスメント防止にどのように取り組んできたか。相談体制と相談件数はどうか」とロの「職場でのパワーハラスメント防止策が企業に義務化されるが、町の取り組みはどうなっているのか」については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、セクハラやパワハラと言われる行為につきましては、相手の人権を無視した行為であり、個人の人権を大きく損なう重大な問題であると認識しております。

また、ハラスメントによる職場環境の悪化は、職員のモチベーションの低下を招き、組織の弱体化や人材の流出につながる恐れもあり、さらには、町のイメージを損なうもので、決してあってはならないことであると考えております。

町では、平成十九年に「職員のセクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱」を策定し、常日ごろから防止及び排除に努めるとともに、問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処することとしておりますが、これまでセクハラに関する相談事例は発生しておりません。

また、パワーハラスメントにつきましては、要綱制定などの取り組みは行っておりませんが、ご指摘のとおり、民間

企業においては、パワハラ防止策が義務化されることとなっており、国ではパワハラ防止に関する指針を検討していることから、その動向を注視しつつ、町においても速やかに防止策を講じてまいりたいと考えております。

このほかハラスメント防止に係る研修として、今年度は係長級以上の職員を対象とした「職場のハラスメント防止研修」を実施しており、職場全体で共通認識を深め、ハラスメント防止に努めているところでもあります。

次に、「防災について」のイの「自主避難所の開設基準、利用状況、課題は何か」についてお答えいたします。

自主避難所は、災害対策基本法に基づき町地域防災計画に定める指定避難所とは異なり、自宅での待機に不安のある住民の方のために、一時的に開設するものであります。また、自主避難所の開設につきましては、台風が町に接近または通過するおそれがある場合、または長時間降り続く雨の影響などで洪水の発生が懸念される場合、さらに風雨等の状況を勘案し、総合的に開設の可否を判断しているところであります。

これまでの開設及び利用状況につきましては、昨年度三回開設し、利用者が三十六名、今年度は一回開設し、八名の利用となっております。

課題等につきましては、職員や施設管理者などの人員配置、避難施設におけるプライバシーの保護などがあり、自主避難所のあり方について、近隣市町村の開設状況などを確認しながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、ロの「福祉避難所の現状と課題は何か」についてお答えいたします。

当町の福祉避難所は、平成二十四年度に町内及び近隣市町村の社会福祉施設など、三十三施設と協定を結び、町が作成した「福祉避難所設置・運営マニュアル」をもとに、開設が必要と思われる事態に備えているところであります。

これまでの実績としましては、平成二十八年八月の台風接近に際し、一施設で開設しており、四名の要配慮者を受け入れしたものであります。

課題といたしましては、福祉避難所内の設備等の配備状況や受け入れ体制、町との連絡体制や避難経路の定期的な確

認。さらに、要配慮者、個々の最新の心身状況の把握などがあり、有事の際に、的確な対応ができるかどうかが大変重要となっております。

協定を結んでいる避難所側の理解と協力も得ながら、危機感と緊張感を持って今後も取り組んで参りたいと考えております。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより四番五十嵐 忍議員に再質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

それでは、再質問いたします。

まず、役場の職場環境についてお聞きしますが、藤崎町職員のセクシュアルハラスメント防止等に関する要綱の中の第五条に所属相談員とあるんですが、これはどなたが担当しているのかお聞きします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。所属相談員は管理職員の中から町長が指定するというふうになってありますが、現在は特に指定していませんが、現実的には課長になると思います。以上です。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

特に指定していないのであれば、相談がある人は誰に相談するんですか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

まず、セクハラを受けたという相談したい場合は、身近な相談できる人、または所属相談員に相談してほしいというふうに思っておりますが、所属相談員につきましては、まずセクハラは女性からの相談が多いと、想定されるために女性が相談しやすい女性職員の指定についても検討はしていきたいと考えております。特に今後は相談体制を明確にしまして、職員に周知することで相談窓口を強化していきたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

この要綱によりますと、苦情相談を受けるために必要な事項を定めて、職員に明示するとなっておりますが、そうしますと、要は明示されていないということですよ。第六条に苦情処理委員会とありますが、これは組織されていますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

苦情処理委員会の組織ということですが、苦情処理委員会は所属相談員等が解決が困難な場合、開催するということになっておりますが、委員は副町長が委員長と、そして総務課長、住民課長、町長が指名する女性職員が所属相

談員ということではありますが、これまで開催した実績はありません。今後も解決困難なケースが発生した場合は、速やかに設置して対応していきたいと考えています。以上です。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

先ほど町長の答弁によりますと、相談件数がゼロということでしたが、果たしてこの相談体制が機能しているのか、今の答弁をお聞きしますと、非常に疑問なんですけれども、役場職員にはこういう相談体制があるということは周知していますか。どのように周知していますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

定期的に国や県からいろんな通知があります。セクハラやパワハラに関する文書とか、周知は職員にはしておりますが、各課においては課長が係長以上と幹部会議を定期的を開催しておりますして、課の方針や情報の共有を図っているところではありますが、またそのほか人事評価による個人面談も行っておるということで、それらを通じて職員一人一人の状況の把握に努めているというところでもあります。以上です。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

これは今後どのように取り組んでいくのでしょうか。セクハラもパワハラもハラスメントとして包括的に取り組んで

いく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

女性の目線からパワハラ、セクハラ、本当に親身に考えている五十嵐議員にまずもって敬意を表したいと存じます。

今の現状で役場内で相談件数がないということで、本当に困った人の窓口がいかにもすぐ対処できる体制が整っていないかということをおっしゃったような感じを受けますけれども、これは年度内に、年度内にとすると三カ月ちょっとしかございません。副町長が委員長となっておりますので、パワハラ、セクハラ、窓口等もひっくるめてどういう体制が親身にそういう万が一になったときに解決できるか、年度内中に両方のパワハラ、セクハラの防止のために、内部の中でいわゆる相談窓口をひっくるめて具体的に検討させます。以上であります。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ハラスメント研修を実施したというお話だったんですが、その成果といいますか、目に見えてあるものでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

今年度は係長級以上対象としたハラスメント防止研修を実施しました。対象者八十名のうち、七十四名が受講しましたが、今回初めての研修ということで、終了後にアンケート調査を実施いたしました。



内容といたしましては、「ハラスメントとは」ということから始まりまして、職場でのハラスメントの種類、また事例や対策、いろんなことを学び、その行為の多さや一つの言動や言葉で大きく左右されるということで、この研修を通して考えが変わったという声が多く聞かれました。大変有意義な研修だったということでありましたので、この研修を通してまたハラスメントに対する職員の意識改革につながったものと認識しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ハラスメントというのは、例えばセクシュアルハラスメントであれば、男性から女性が多いんでしょうけれども、女性から男性もあるわけで、あるいはパワハラも上司から部下というのが多いんでしょうけれども、部下から上司というものもあるわけで、係長以上に実施したということでしたが、この研修に関しては全職員に受けさせる必要があると思います。というのは、ハラスメントが何かわからないと、不当に我慢する、耐えるということにもなりますので、自分が今されていることが何なのかを学ぶ機会は大事だと思います。

あと、研修会のことに関してですが、私も含め議員の皆さん、それから理事者の方とか、フリーランスなので、役場職員は組織の中でそういう研修等があると思いますけれども、私たちにもそういう研修会があってもいいのではないかと思います。そのあたり今後の計画ありますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

庁内での職員の研修に関しまして、町三役とも検討していきたいと考えております。

また、議会のほうから要望があれば職員の研修と合同で研修会に参加してもらおうということも検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ぜひそういうことを勉強する機会を私は設けていただきたいと思います。私も仕事柄子供たちを相手にしています。あるいは保護者と話す機会もあります。特に子供たちに対しては、大勢の前で威圧的に叱りつけないとか、子供の心が傷つかないように配慮しているつもりですが、意図せずもしかしたら子供や、あるいは保護者の方を傷つける言葉を発しているかもしれません。私でさえそうなんですから、町長はこの職員百人以上を日々相手にしているわけで、その中でパワハラにならないようにどのように心がけているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まず、職員は男性、女性というのは比率でいくと約六五%ぐらい男性、女性が三五%ぐらいだと私は大体そう認識してございますけれども、例えば子供たちであれ、成人であれ、年配の方であれ、男であれ、女であれ、やっぱり差別して接するというのが私はよくないと思っています。人口が一万五千人いればどなたでも同じ目線で、町民目線で接するというのが第一であろうかと、そう思ってございます。職員と接する場合は、よく叱咤激励という言葉もありますけれども、職員がやる気を出すためには、まずは課長級が一生懸命自分のポジションの勉強をしなくてはなりません。ただ、

その意識がまだ足りない課長も実際私から見て若干あると認識してございます。ですから、新人の職員も、課長級も、あるいは中堅も同じ目線で私は接しているつもりでございますけれども、たまには体重が一番、県内で一番重い私でございますので、ちょっと体格のいい男性にはお互い頑張っってちょっとダイエットしようなど、そういう話もまた親身になってかけているときもあります。それが捉える側でパワハラやられていたというのであれば、それは残念なことでございますして、日々接し方には気をつけております。特にやる気を引き出すような話、あるいは接し方をしているというところでございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今、町長も最初おっしゃっていましたが、男であれ、女であれ、上司であれ、部下であれ、お互いを尊重することは、これは当然のことであって、個人の尊厳を不当に侵害することは許されないんだということを私たち皆が肝に銘じなければならぬと私は思います。

それでは、続いて防災についてお聞きします。

まず、自主避難所についてです。これは利用条件はあるのか、お聞きします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

基本的には避難所に来た方には住所、氏名、年齢、性別を収容者名簿に記入してもらい受け入れしているということ

になります。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

台風十九号の際に東京都台東区がホームレスの受け入れを自主避難所で断ったという、住民でなければだめだというので断ったという事例があったんですが、藤崎町は藤崎町民でなければだめだとか、そういうことはありますか。受け入れを断るということはあり得ますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

災害救助法では、現在地救助の原則を定めております。その地域に住民票を置く住民だけでなく、旅行者や一次的な通過者であっても現にその人がいる場所の自治体に対応に当たるとしてしておりますので、避難所に避難しに来た場合は、町外の方であっても受け入れはしていくというふうに考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

災害時には安全だけではなく、安心も必要だと思いますので、大変今の答弁を聞いて、私は安心いたしました。自主避難所での職員の配置はどのようになっていますか。今現在は両老人福祉センターを開設していますけれども。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

両自主避難所とも町の一般職員が各一名、町保健師が各一名、そして施設管理職員が一名の各施設とも三名を避難所解除まで配置しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

自主避難所については、あり方を検討すると先ほどの町長の答弁でありましたが、今後も両老人福祉センターを継続していくのか、例えばこの間の台風十九号のときですと、藤崎老人福祉センターで三人、常盤が五人というふうに、人数だけ見ますと一カ所でも対応できるのではないか。例えば役場本庁舎とかで対応できるのではないかという気も致しますが、今後どういうふうに検討されていくのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもあったように、職員や施設管理職員の人的配置の問題、また、男女別の部屋の問題などもありますので、いずれにしても自主避難所と指定避難所のあり方、もう少し近隣市町村の状況を確認しながらどちらのほ

うがいいのかという考えをこれから検討していきたいと、早急に検討したいと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

それでは、福祉避難所についてお聞きします。

町が指定している福祉避難所が三十三施設ということでしたが、この施設名は公表していますか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

町のホームページのほうに防災避難所というところをクリックしていただければ一次避難所、二次避難所、それに続いて福祉避難所、三十三カ所の名称を掲載してございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

広域での被害となった場合、例えば福祉避難所は藤崎が指定しているところでも近隣の市町村も同じところを指定しているかと思いますが、広域災害となった場合は対応可能ですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

災害の種類、あるいは規模によって一概にできる、できないというお答えもできかねますけれども、まず当町で協定を結んでいる施設三十三カ所ございますが、そのうち町外の施設が十八カ所でございます。町内の十五カ所もそうなんですけれども、例えば隣の弘前市、あるいは田舎館村、板柳町、そういうふうなところ、市町村、自治体においても福祉避難所の協定は県内全市町村、今、協定は結んでいるという状況にありますので、重なるといいますか、ダブっているといいますか、協定を複数の市町村と結んでいる施設はほとんどだと思います。ほとんどの施設がそういうふうに結んでいるかと思えます。それを有事の際にどのようにするかというのは、いわゆる調整、どこの施設でどういう方をどれだけ受け入れる。そして、その範囲はどこまで、どこの市町村からどういうふうにとというふうなものは個々の市町村だけではなく、広域的に有事の際を想定した福祉避難所の受け入れ体制というものを綿密に練っておく必要はあろうかと思えますが、現段階ではまだそのような状況までは至っておりませんが、今後そのような検討、いわゆるそういうふうなテーブルに着いての話し合いというものはぜひやっていかなければいけないというふうには認識してございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

福祉避難所というのは、住民が直接行けるんですか。役場の窓口を通さないといけないんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

防災計画にも掲載されてございますけれども、福祉避難所は災害が発生した、あるいは発生するおそれがある場合、町が、町長が避難指示、あるいは避難勧告をし、避難所を開設した。一次、あるいは二次という役場だったり、学校だったり、そういう避難所を開設した、そこに避難された方々を町職員が確認をし、心身の状況を確認をし、この避難所では対応無理だと、ここで生活することは困難だというふうに判断した場合に町長が施設に要請をし、福祉避難所を開設する。それでそちらに搬送するという流れになってございますので、原則としては直接ということは想定してございません。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

そうしますと、今のお答えですと、福祉避難所に一般の避難者が殺到して、いわゆる災害弱者、高齢者とか、障害のある方、それから妊婦さんとかが影響するということは余り考えられないということですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

それこそ有事の際、いろんな混乱、困惑した中でそういうことが全く想定されないかといえ、そうとは言い切れないかとは思いますが。そういう意味で福祉避難所はどのようなものなのかというふうな周知、町民の皆様方に有事の際の避難所はこういうふうになっていますよと、その中にはこういう方々を受け入れする福祉避難所というものもありますよ



というふうな周知徹底を図っていく必要はもちろんあるかと思いますが。そのほかに先ほど福祉避難所に避難される方の対象というふうな、どういう方を受け入れするのかというふうな話、直接ではなくてというお話ししましたがけれども、私ども現在検討しているものの中には、いわゆる要配慮者というふうな言葉を今使っておりますけれども、各町内会さん、自主防災組織の皆様にも名簿も提供し、地域の状況を把握しておいていただきたいというふうなお願いもしてございますけれども、そういうふうな要配慮者と言われる方、障害の手帳を持っている、あるいは介護保険の程度の重いランクの方、千人以上ございます。その中で福祉避難所に避難するべきだということがあらかじめ避難所に来た人を確認するだけではなくて、あらかじめもう自宅からこの方は有事の際は避難が必要な場合には福祉避難所に避難させるべきだというふうな方がいるかもしれませんので、そういうふうなものも含めた要配慮者個々の心身の状況をつまびらかに把握することに努めるという部分もこれから民生委員の皆さん、あるいは町内会の皆さんの協力を得ながら、そういうふうなものを把握していくことに努めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今、課長のおっしゃったように、本当に災害弱者と言われる方には個別の避難の対策、個別対策が必要かと思いますが、今後防災訓練等でそういう個別の避難をする訓練とかはお考えですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

今年度の町の防災訓練でも部分的にといたしますか、福祉避難所への搬送ということ想定したものは実施させていた

だいております。スポーツプラザ藤崎を避難所としました。そちらに避難されてきた方がいらっしゃいました。保健師が心身の状況を確認をしました。その中でこの方は福祉避難所に避難されたほうが良いということで、施設のご協力も得てストレッチャー付きの車で搬送したという訓練はしてございました。ただ、それだけではなくて、いわゆる有事の際というものを想定したパフォーマンスではなくて、こういうふうに見せるというのではなくて、見せるものもある程度必要だとは思いますが。こういうふうにするんだというふうな周知を図る意味ではあってもよろしいかと思いますが、もっともっと身近なところで実際に施設でとか、そういう訓練も今後必要はあろうかと思えます。現に確認をしたところ、町内の特別養護老人ホームでは訓練を、その特別養護老人ホームが浸水したと想定して小学校の体育館に学校の協力も得て夏休みを利用して施設がそういうふうな訓練をしたという例もございます。そういうものも含め、この福祉避難所に限らず防災に関する訓練というのは、もっともっと現実的なものを想定した訓練というものはもっともっと必要であろうかと思っておりますので、今後検討し、さらに実施につなげていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

防災訓練の際に今課長がおっしゃったストレッチャーで運ばれていく、その現場にちょうど私いまして、福祉避難所のことを防災訓練で取り上げたことは非常に評価しております。今後はもっとそれを発展させて、個別的な対応ができるように避難所を実際に福祉避難所での開設訓練ができるように、そういうふうに防災訓練もなっていけばいいのではないかと思います。

最後に一言申し上げて私からの一般質問を終わりますが、災害のときに避難している方、避難生活といたしますけれど

も、体育館などで本来生活する環境ではないと思います。年齢や性別、障害の有無を踏まえた合理的な配慮がなされるべきは当然なことで、本来最も配慮されるべき人たちに最もしわ寄せがいくということがないようにこれから検討していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（小野 稔君）

これで四番五十嵐 忍議員の一般質問は終了いたしました。

次に、二番三上道人議員に一般質問を許します。二番三上道人議員。

〔二番 三上道人君 登壇〕

○二番（三上道人君）

おはようございます。議席番号二番三上道人です。

議長からお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

一九九〇年代より少子化が問題視され始め、国を初め、各自治体ではさまざまな対策を講じてきましたが、なかなか出生数の減少に歯どめがかかっていない状況です。加えて、少子高齢化という言葉が耳にして久しくなりました。国としても特効薬となる打開策が見出せていないのが現状かと思われまます。この藤崎町においても他人事ではありません。十一月現在、一万五千七人の町民が暮らしております。そのうち六十五歳以上の方が四千七百八十八人と全体の三一・九％に上っており、平成二十七年の人口ビジョンによる人口推計によると二〇三〇年には七十五歳以上のいわゆる後期高齢者と言われる方が二千九百人を超えるとの推計になっています。町としても移住・定住促進対策事業を展開するなど、対応策を講じているのは周知のとおりですが、高齢化は避けて通れないものです。行政と町会がお互いが協力して地域住民に声をかけ、気遣いをしていくことが必要だと考えております。

それでは、令和元年第四回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、行政問題についてです。

町内における集会施設や集会所の現状及び補助制度についてお尋ねします。

町内には町が保有して、それぞれの地区や町内に指定管理者となっただき運営している集会施設と町内会が所有して管理運営している集会所があります。町所有の集会施設は、地域の拠点として住民のためにいろいろな活動や事業を実施しており、また、災害時における第一避難所としての機能を持つなど、あらゆる面において総合的な地域コミュニティ活動の中心となる役割を担っています。

また、町内会所有の集会所は、その名のとおり、近隣の人たちが寄り合って活動する施設であり、町内会単位で設置されていて、古くからその町内に根差した地域住民の集いの場、憩いの場として有効活用されてきました。そうした中で、各集会施設や町内会所有の集会所も築年数の経過により全体的に施設の老朽化が見受けられます。特に町内会所有の集会所は大分古くなっており、それぞれの町内会において少ない予算の中でできる限り最低限の修繕工事を行っているようです。しかしながら、最近では冒頭に申し述べたように、高齢化が進む一方、若い世代の定住者や町内会への加入者が少なく、世帯数も減少傾向にあります。そのために町内会の自主財源だけでは修繕費用の負担が難しい状況にあり、十分な修繕が行われていない状況にあります。そこで町所有の集会施設と町内会所有の集会所はどのぐらいあるのか。また、それぞれの修繕工事を実施する場合に町の補助制度があるのかお聞きします。

次に、矢沢地区融雪溝事業についてです。

事業計画及び進捗状況についてお尋ねします。町の総合計画である藤崎未来プランでは、「安全・安心に暮らせる生活環境づくり」を基本目標として除雪体制強化と重点的な雪対策の推進を掲げています。その中で除排雪事業、雪対策の一環として融雪溝事業を実施し、町民の生活道路の確保に努めておられると思っています。

さて、矢沢・小畑・中島地区に計画実施されている融雪溝は、県道及び町道の生活道路を対象に行われているわけで

すが、なかなか計画どおりに進んでいない状況にあり、町民からは早く整備してほしいとの要望が多くあります。そこで矢沢地区融雪溝の事業計画と進捗状況についてお尋ねしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

まずもって、三上道人議員の一般質問にお答えする前に、さきの十月の議会選挙で郷土愛とふるさとを思う使命感を持って立候補し、当選されたことに心からお祝いを申し上げます。今後とも今までの経験を生かしながら、町民目線、謙虚に町民の負託に応えていただきたいと思います。

それでは、三上道人議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、「行政問題について」のイの「町内における集会施設や集会所の現状及び補助制度について」お答えいたします。

町所有の集会施設は、コミュニティセンターや公民館、老人憩いの家など二十施設となっており、町内会所有の集会所は十六町内会で十七の施設となっております。

施設の修繕等に対する町の補助制度については、平成十九年度に町と町内会において検討を重ね、「町内・地区集会施設維持管理形態統一の方針」を策定し、平成二十年度からこの統一方針の取り扱いにより修繕料の補助を行っているものであります。

内容といたしましては、町所有集会施設の修繕料については、事業費の七〇％を町負担とし、残りを町内会等の負担としております。また、町内会所有の集会所の修繕につきましては、平成二十一年度から平成二十二年度にかけて、国の

経済対策交付金を活用し、町負担七〇%、町内会三〇%の負担で、修繕料の補助を実施しており、以後、管理運営費として年五万円を補助しているものであります。このほか、平成二十八年度より、町内会所有の集会所におけるトイレ水洗化等の修繕に対し、町で七〇%を負担する補助制度を実施しているところであります。

次に、「矢沢地区融雪溝について」のイの「事業計画と進捗状況について」お答えいたします。

矢沢地区融雪溝整備事業は、矢沢・小畑・中島地区を対象に平成二十六年度から基本設計業務に着手し、その後、測量設計、平成二十八年度からは融雪溝設置工事を進めているところであります。計画延長は、約六・六キロであり、平成三十年末までの整備率は約一七%となっております。

また、地区中心部を通る県道浪岡藤崎線区間の施工につきましては、県事業として整備しており、今年度末までに路線北側の整備がほぼ完了し、来年度以降は南側の整備に着手していく予定となっております。

なお、整備済みの箇所につきましては、町道部、県道部ともに随時、供用開始を行っているところでございます。

地元の町民の皆様には、長い年数がかかるということでご理解をしていただきたいと思います。この事業につきましては、社会資本整備国土交通省の社会資本整備の事業を活用して国が五〇%、町が五〇%の負担ということで、近年自然災害は多発して各市町村に交付される社会資本整備交付金も約四〇%減額されているということもご認識していただきたいと思います。

以上、三上議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番三上道人議員に再質問を許します。二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、行政問題についてです。町所有の集会施設の修繕料補助制度については、現在も実施されているとのことですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

現在も実施しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

わかりました。それでは、町内会所有の集会所修繕の補助制度は先ほどの答弁で平成二十一年と二十二年度の二カ年で国の経済対策交付金を活用しての期間限定というお話でしたが、それは具体的にどのようなことからでしょうか。理由があれば教えていただきたいです。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもあったように、合併後集会施設等の修繕の取り扱いについて、町内会と検討を重ねまして、

町内・地区集会施設維持管理形態統一という方針を策定いたしまして、平成二十年度から町所有の集会施設については、この統一方針の取り扱いによって修繕料の補助制度を実施しております。その後、平成二十一年に国が百年に一度と言われる経済危機の克服に向けまして、経済危機対策交付金が成立したということから、町では経済対策の一つとして平成二十一年度と二十二年度、二カ年の期間限定で集会施設等の修繕料補助の実施を行ったものであります。

内容といたしましては、町所有の集会施設については、対象施設の拡大や大規模修繕の要望により、町内の負担を軽減するために町が事業費の七〇％、そして町内が三〇％であります。町内の負担限度額を三十万円としたものであります。これにつきましては、新規で町内会所有の集会所修繕料の補助も行ったものでありまして、国の交付金の関係で二年間の限定ということでありましたので、それで町所有の集会施設の修繕は十八件、町内会所有の集会所の修繕は十三件を実施しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上議員。

○二番（三上道人君）

わかりました。町所有の集会施設が、ある程度充実しているのので、本来であればそちらの施設を利用するのが最善なのでしょうが、ここ最近は町内においても高齢化が進んでおります。また、過度な外出を控える住民が多くなってきたように感じます。町民の健康維持や生きがい、やりがい、趣味の広がり、そして住民同士のかかわりを希薄にしないためにも近場にある集会所は小さくても気軽にみんなが使えるコミュニティー施設として必要なものと考えます。そうした中、先ほど申し述べたように、町内会所有の集会所の老朽化が特に進んでいます。限られた少ない予算で運営している町内会では、自主財源だけによる修繕費用の負担が非常に難しい状況にありますので、ぜひとも補助事業制度を再度実施できるよう検討できないものか。また、老朽化により施設として管理運営が難しい、もしくは今後活用しない建物



に關しての解体撤去費用の補助制度等の検討もあわせてお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

私がかねてから、例えば旧常盤時代、あるいは旧藤崎時代建てた公的な集会施設、いわゆるコミュニティセンターとか、あるいは老人憩いの家とか、研修センターとか、さまざまあります。それと町内会が独自に使っていく規模は小さいけれども、例えば葛野集会所とか、伝馬の集会所とか、あるいは新町集会所とかは町の補助を得ないで建設してきた。どちらも地域のコミュニティーのために有効活用されているということで、こっちは町で建てたから補助対象、こっちは町内会で建てたから補助対象外というのは、考え方が私はいかかなものかと、そう思っております。

数年前、集会施設のトイレ水洗化に向けて地域から要望あって、それは私の英断で七〇%補助事業対象にしました。今後は全ての集会施設が地域のコミュニティーのために活用されているということで、今後の補助金対象については、広く財政のこともありますけれども、広く検討して、早い時期にまた見直しの委員会を開かせながら、再度調査していきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

二番三上議員。

○二番（三上道人君）

今の町長の答弁、非常にうれしく思っております。ご期待しております。

続いて、矢沢地区融雪溝事業についてお伺いします。

克雪対策として町では融雪溝の整備を推進していますが、他町村では流雪溝を整備していると聞いています。矢沢地

区においても流雪溝の検討をしたのかお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

流雪溝検討したのかということですが、最初に、融雪溝と流雪溝の違いを述べますと、字のごとく、融雪溝は解かす施設でございます。流雪溝は流す施設でございます。二つの大きな違いは、処理能力でございます。解かすのが遅い、流すのが速いという施設でございます。

施設の検討条件としては、どういう施設をやるかという検討条件としては、取水の確保、河川水を使うとか、井戸水を使うとか、用水路とか、そういうのを検討します。そして、土地の高低差など地形的条件、そういうのをさまざまなことを検討して、その地形、土地に合った施設を整備するということになっています。したがって、当町では施設を融雪溝と流雪溝を検討した結果、町全体としては融雪溝の事業で行うということでございます、現在実施しているわけでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上議員。

○二番（三上道人君）

いきさつについてわかりました。

そこで、県道部分に設置されている融雪溝は、利用できる状態にあります、その県道部分の歩道除雪されていない区間が昨年一部見受けられました。融雪溝の利用方法及び維持管理体制はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

融雪溝の利用状況と維持管理ということでございます。矢沢地区の融雪溝事業実施するに当たりましては、平成二十七年十月十三日と十四日、二日間にわたり平成会館で矢沢・中島・小畑地区の地域住民に対して事業の説明会を開催しております。そして、その説明会では、融雪溝の事業を行う際の条件といたしまして、過去に実施している柏木堰地区の融雪溝事業と同様に維持管理としてポンプの操作、止水板の設置・撤去、利用方法などを地域住民、町内会で実施してくださいということを説明しております。また、平成三十年度からは融雪溝の側溝工事を実施しているわけですが、実施する際には工事区間の住民に対して工事説明会を開催して融雪溝の利用のパンフレット等を配布して、利用方法について説明しております。その説明の際には融雪溝整備の目的は、生活道路の確保であるということが一番に考えておると、そのほかに民地の雪処理も兼ねているんだよと、どうぞ使ってくださいというふうに説明しております。除雪されていない区間があるというご指摘ですけれども、それについては区間の中に空き家など諸般の事情があるということから、地域や町内会でいろいろな課題を解決していただきたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上議員。

○二番（三上道人君）

事業説明会や工事説明会で融雪溝の機能や利用方法、維持管理について説明しているとのことですが、平成二十七年十月でしたか、また工事実施時に都度工事説明及び融雪溝利用パンフレットの配布等をしたようですが、その会への参

加した住民は余り多くなかったと聞いております。そのような中で住民は十分に理解しているとお考えでしょうか。また、歩道除雪されていない部分については、今のお話で地域町内会の協力のもと課題を解決していきたいという趣旨の発言がありましたが、空き家はもちろんですが、家主さんの高齢等により、自宅の軒先の除雪さえままならないという世帯もあります。そこに歩道除雪作業も加わるのですから、大変な重労働になります。先週も末に降雪が見られました。早急な対応が必要だと考えております。

また、融雪溝は地域住民で維持管理するということもわかりましたが、止水板の設置及び撤去について、危険等はないのでしょうか。そして、融雪溝の利用方法や維持管理については今後どのような形で住民に周知していくのかお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えいたします。

平成二十七年十月に開催した事業説明会の出席者が少ないということでありましたけれども、ちょっと何名いたか資料がございませんのでわかりませんが、三十年から工事の説明会で維持管理について説明すると、出席者のほとんどの人が維持管理については地域住民、町内会で行うんだということ知りませんでした。したがって、今後は供用開始部分がふえてきますので、対応策として三つの町内会の総会時に人が集まってくれますので、その際に融雪溝の維持管理についてちょっと議案に上げてもらって町内会で話し合っただけならばなと思っております。総会時に建設課から職員が行って、こういうことだよという、維持管理はこういうことがあるよということを説明していきたいと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上議員。

○二番（三上道人君）

今、建設課長のお話のとおり、私のほうからもそうすれば各町内会の会長さんへ提案させていただきます。総会のと  
きにでも建設課のほうから詳しい説明が必要だということ、それを町内会長さんのほうの了承がいただけましたら総会  
時にはぜひとも出席していただくようお願い申し上げます。

最後に事業計画では融雪溝と散水パイプを設備する町道がありますが、どのような理由で分けているのか。また、既  
に計画が出ている状況ではありますが、地域住民との話し合いの中で地域住民の意向に沿った形で工事内容を変更する  
ことは可能なのかお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

先ほど町長の答弁でもありましたが、融雪溝の整備工事は基本設計、詳細設計を行って工事実施をするということに  
なるわけですけれども、その詳細設計により路線ごとに融雪溝の側溝の路線、散水パイプの路線というふうに計画され  
ております。その中で散水路線の設計の条件といたしまして、車道幅員が四メートル未満であると、そして除雪車の乗  
り入れが困難な土地、狭い道路という条件がありまして、この矢沢地区の計画では五カ所の路線を散水のパイプの路線  
対象として計画実施しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上議員。

○二番（三上道人君）

変更が難しいということはよくわかりました。

最後に、町長の基本のお考えのとおり、私も町民が主役と考えています。地域住民が安心して快適に生活できるまちづくりを目指していくべきだと思っています。今後も町民の声にしっかりと耳を傾けていただき、十分な説明をして相互理解を深めていただきますようお願い申し上げ、私からの再質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

これで二番三上道人議員の一般質問は終了いたしました。

次に、五番奈良完治議員に一般質問を許します。五番奈良完治議員。

〔五番 奈良完治君 登壇〕

○五番（奈良完治君）

おはようございます。議席番号三番奈良完治です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和元年第四回（「五番だ五番」の声あり）済みません、五番バッターでした。議席番号五番奈良完治です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和元年第四回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

九月の第三回定例会が終了し、息つく間もなく今回の議会選挙に突入し、農繁期とも重なり、いろいろな方々にご迷惑をおかけした二カ月であったように思っている次第です。

さて、選挙は無投票とはなりましたが、挨拶回り、また街頭での第一声において、私は政治信念に町民の皆様方の声を聞き、そして実現していくという意味で、「声を形に」を再度掲げるとともに、第一声での挨拶の中でその信念に基

づいて町政の場で何を重点的に推し進めているかを訴えました。それは第一に産業構造の強化、第二に少子高齢化対策などの意味でも含めて子育て支援、そして第三に防災を含めた生活環境の整備です。そのため、これからの四年間は、いろいろな声、そして問題に取り組みながら町民の皆様方に約束した産業構造の強化、子育て支援、防災を含めた生活環境の整備、この三点を重点的に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、きょうは、第一でもある産業構造の強化と子育て支援の質問ではなく、早急な対応が求められている防災に対する質問をさせていただきます。

平成二十七年九月十日、十一日の両日にかけて、台風十八号の影響で関東や東北で記録的な豪雨が降り続き、茨城県常総市では鬼怒川の堤防が決壊し、大規模な水害に見舞われました。当時五十年に一度と言われた記録的豪雨の結果は、茨城、栃木、宮城の三県で十九の河川の堤防が決壊、全国で六十七の河川が氾濫し、死者八名、浸水被害一万棟を超える大被害となりました。映像でヘリコプターが人命救助に飛び回り、家屋が流される惨状をここにいる皆さん方もご存じのはずです。

平成三十年七月六日、七日の両日に西日本を襲った豪雨は、死者二百二十五名、行方不明者十一名、住宅全半壊一万七百九十三棟、床上床下浸水三万三千二百六十五棟という大災害になってしまいました。

そして、ことしの十月十二日から十三日にかけて発生した台風十九号の豪雨による大災害、十月十八日のデータではありますが、東京、静岡、神奈川、千葉、埼玉、茨城、長野、群馬、栃木、福島、宮城、岩手の一都十一県において七十一河川の百二十八カ所での堤防決壊、住宅全半壊二百九十八棟、床上床下浸水四万二千棟以上、断水十五万五千戸以上、停電五十二万戸以上、死者七十九名、行方不明者十名の大惨事となってしまいました。

この近年、五年間で歴史に残るような豪雨による大災害が三件も発生しています。地球温暖化によるものなのか、直接的に日本近海の海水温度が高いためなのか、まだはっきりとした原因の特定は難しいと思っています。ただ、間違い

なくこの五年間で百年に一度クラスの大災害が三度起きていることは事実です。そこで、町民の生命と財産を少しでも被害を少なくするため、また力になるために質問をさせていただきます。

今回の台風十九号による広域浸水被害を鑑み、町が配布したハザードマップについてお尋ねいたします。

水防法の改正により、国土交通省が千年に一度の大雨に対する浸水想定区域の水深を予測することになっているが、そのバックデータ、また条件などをお尋ねいたします。

二つ目に、県は平成三十一年一月に十川、浪岡川の浸水想定区域を発表しているが、常盤地区の正確なハザードマップの配布時期と国交省が作成した浸水想定区域と同じ数値、条件で作成した浸水想定区域、水深なのかをお尋ねいたします。

三つ目に、浅瀬石川、平川、岩木川が氾濫しそうになった状況に陥ったときの避難などの発令の手順と各河川の堤防決壊の予想される場所をお尋ねいたします。

四つ目に、大規模水害が発生した場合、避難する町民数は把握されているのか。また。藤崎小学校ふれあいずーむ館付近は、水深一メートルから二メートルが予想されているが、果たして収容し切れるのか。

五つ目に、大規模水害が発生した場合、避難所の開設日数をどのくらい予想しているのか。

六つ目に、今回の災害では、水道の断水事例が報告されているが、町としての教訓、また対処はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

そして、終わりに、異常気象が頻繁に起きている現状を鑑み、町民への防災意識の向上に向けた具体的な施策をお尋ねいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田町長。



〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

お答えする前に、奈良議員におかれましては、町消防団の副団長として常日ごろから町民の生命と財産を守るべく先頭になって消防活動に資していることに心から敬意を表したいと存じます。

初めに、「防災について」のイの「台風十九号による広域浸水被害をみて」の「水防法の改正により国土交通省が千年に一度の大雨による浸水想定区域の水深を予測することになっているが、その条件をお尋ねします」についてお答えいたします。

国土交通省青森河川国道事務所への確認の結果、平成二十九年一月に公表されました浸水想定区域図の作成条件につきましては、過去の雨の降り方から算定された想定最大規模の降雨を想定しており、岩木川水系では、国の管理河川における二十四時間の流域平均総雨量を二百七十九ミリメートルと積算しており、おおむね千年に一度の規模に該当する数値となっております。

次に、「県は平成三十一年一月に十川、浪岡川の浸水想定区域を発表しているが、常盤地区の正確なハザードマップの配布はいつごろなのか、また、国と同じ条件で作成した浸水想定区域、水深なのかをお尋ねいたします」についてありますが、常盤地区のハザードマップは令和二年一月一日号の広報ふじさきとともに、浸水想定区域の町内に対し、毎戸配布することとなっております。

また、県で作成した十川、浪岡川の浸水想定区域、水深につきましては、国と同様、過去の雨の降り方から算定した想定最大規模の降雨を条件に作成したものとなっております。

次に、「平川が氾濫しそうな状況に陥ったときの避難等の発令の手順と堤防決壊の予想される場所をお尋ねします」

についてであります。河川の氾濫または決壊した場合、氾濫水は家屋ですら破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防付近の住民は、氾濫前の避難完了が求められることとなります。

このため、町地域防災計画に基づく避難勧告などの判断基準・伝達マニュアルに基づき、河川洪水予報、水位情報、今後の気象予測、河川巡視からの報告などを含め、総合的に判断し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を段階的に確実な伝達手段で実施することとしております。

また、堤防決壊の予想される場所についてであります。国土交通省青森河川国道事務所では、決壊地点については予測ができないとの見解ではあります。過去の堤防の漏水箇所や堤防の幅・高さなどの状況、基礎地盤の状況などから、重点的に巡視点検が必要な箇所を重要水防箇所として位置づけ、取りまとめて公表しており、毎年、春に国土交通省職員や町職員、消防団と合同で点検を行っているところであります。

当町においては、ライフコート平川及び白鳥ふれあい広場付近などを重要水防箇所として点検しているものであります。

次に、「大規模水害で避難する町民数は把握しているのか。また、藤崎小学校ずーむ館は水深一メートルから二メートル予想されているが収容しきれぬのか」についてであります。平川での大規模水害が発生した場合、避難が想定される町民は、流域の十町内でおおよそ二千人と見込んでおります。

また、避難については、一次、二次避難所をあらかじめ指定しておりますが、大規模水害の場合、多くの避難住民が想定されることから、状況に応じ、別の避難場所へ避難誘導することになります。ただし、住民の避難については、指定された避難場所への避難が必ずしも適切ではないような場合、事態の切迫した状況などにより、自宅や隣接建物等の二階などへ避難することも想定されるところであります。いずれにいたしましても、日ごろから避難場所、避難の手順等について、家族で話し合いをしておくことが重要であると認識しております。

次に、「大規模水害の場合、避難所の開設日数をどのくらい予想しているのか」についてであります。避難所の開設日数につきましては、災害救助法に定める基本日数により、町地域防災計画に七日間と定めており、状況により、国や県と協議し、同意を得た上で開設期間の延長を行うこととしております。

また、大規模災害の場合は、被害の状況や住宅の修理状況及び仮設住宅の建設状況なども勘案しなければならないことから、状況に応じ、開設期間の延長にも柔軟に対応するものとしているところであります。

次に、「今回の災害では、水道の断水事例が報告されているが、町としての教訓、対処は考えているのか」についてであります。他県においては、浸水被害による水道施設の冠水により、断水事例が報道されておりますが、当町においては、これまで災害などによる断水事例は発生しておりません。

また、日ごろから、いかなる災害においても対処できるよう、発電機の試運転など、施設設備等の点検を行っており、備えを万全にしているところであります。

なお、今回の災害事例を教訓に、新年度におきまして、浸水対策として、防水扉への更新、止水板の設置工事などを予定しているところであります。今後も、準備を万全にし、ライフラインの確保に努めて参ります。

次に、「異常気象が頻繁に起きている現状を鑑み、町民への防災意識向上に向けた具体的な施策をお尋ねします」についてであります。大規模災害が発生した場合、消防や行政、警察などの機能にも限界があることから、自助や共助といった考え方が、より重要となってまいります。そこで、町では今年度の防災訓練において、自主防災隊が組織されている地区において、各地区の避難所までの避難訓練や避難経路の確認など、より実践的な訓練を実施しており、自主防災隊を組織していない地区につきましては、町内会長等を対象にした自主防災体験研修会を開催するなどし、自主防災隊の組織率の向上を図っているところであります。

今後は、町内会や消防団、地区民生委員などを巻き込んだ総合的な大規模水害対応の防災訓練を実施し、町民の防災

意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより五番奈良完治議員に再質問を許します。五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

まず初めに、平田町政は給水タンクの増設、そしてエンジン手動兼用型の浄水器の配備など、防災には理解を大変示していると思います。また、私が消防団員としての立場上ではなく、一町民の素朴な質問となると思いますので、理事の皆さんには寛容な立場でのご返答をお願いします。

まず初めに、大半の河川で年超過確率千分の一程度の降雨量を上回る雨を想定した洪水浸水予定区域とのお答えがありました。二十四時間の岩木川水系流域平均総雨量が二百七十九ミリ以上で浸水が起きる可能性ということでしたが、そういう理解でよろしかったでしょうか。

また、もう一つ、この数字が本当に千年に一度の大雨と理解してよろしいでしょうか。その辺お答えをお願いします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

浸水想定区域図というのは、二十四時間での流域平均総雨量二百七十九ミリが発生した場合に想定される水深を示したものであります。そして、二百七十九ミリ以下の場合でもさまざまな気象条件により河川の氾濫等が予想されます。

近年の災害といたしまして、岩木川水系で平成二十五年九月に豪雨による災害が発生しました。ちょっとその事例を申し上げますと、その報告書によりますと、浅瀬石川ダム観測所では、二十四時間の降水量が百四十一ミリございました。そのときに弘前市の三世寺の観測所ありますけれども、そこでは河川の計画高水位、これは危険水位でございまして、その危険水位を五十三センチ上回ったという記録がございます。このことから二百七十九ミリという数字は甚大な被害をもたらす雨量でありまして、ハザードマップにより避難場所などを確認して日ごろから災害意識を高めていくことが大切とされております。

そして、二つ目は、二百七十九ミリというのは千年に一度ということで理解してよいかという問い合わせですけれども、国交省では逆数である年超過確率千分の一程度という降雨量という表現をしておりますけれども、逆を考えれば千年に一度ということで理解してよろしいかと考えております。

そして、先ほども言いましたが、災害はいつやってくるかわかりませんので、想定し得る災害規模の降雨量である二百七十九ミリという数字を全県に災害リスク情報を共有して減災対策に取り組む必要があるとされております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

二百七十九ミリというのが物すごい数字だという今の課長のお答えでちょっと理解できたように思うんですけれども、例えば二百七十九ミリの一・五倍、四百十八ミリ、これが二十四時間降り続いた場合、浸水域に当然変化が出てくると思うんですけれども、というのは、十月十日から十三日の間に皆さんもご存じのとおり、宮城の丸森町では四百四十一ミリ、神奈川の箱根では一メートルを超える降雨が記録されているんです。この老婆心からの質問になると思うんです。

けれども、二百七十九ミリ、大体四百以上降ったら、これは物すごいことになるんじゃないかと思うんですけれども、これはちょっと答えにくいかと思えますけれども、どなたかお答えいただければ。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

二百七十九ミリという数字でございますけれども、ちょっと私もその数字に興味を持ちまして、ちょっと調べました。青森気象台の弘前観測所とありますけれども、その観測資料によりますと、四十年間の年間の降水量の平均値は千八百八十三ミリでございます。そのうちの最大値、これは八月、一カ月に降った降水量ですけれども、これは百三十二ミリという数字でございます。先般宮城県の丸森町ですか、降った四百四十一ミリが降った場合は、当町も想定した区域が拡大すると、単純にいうと倍になるという計算になります。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

二百七十九ミリが千年に一度のというふうに国交省のほうで発表し、なかなかそういう事態にはなってほしくはないし、ならないと思いたいと思います。今、課長がお答えになったように、やっぱり当然予想値を超えれば被害が大きくなるということのお答えのように思いました。

そこで、町の地域防災計画の避難勧告などの判断基準とか、伝達マニュアルがありましたらお知らせください。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

河川洪水の避難勧告の判断基準については、まず河川洪水予報、水位情報、今後の気象予測、そして河川の巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令することになります。平川橋から下流の百メートルのところに百田の観測所があります。その水位情報で氾濫注意水位の二メートル三十に到達し、一時間後には避難判断水位の四メートル八十を超えると予想され、また、なお水位の上昇が見込まれる場合を基準として、まず避難準備情報を発令いたします。そして、避難判断水位が四メートル八十に到達しまして、一時間後には氾濫危険水位五メートル二十に到達されると予想され、河川氾濫のおそれがある場合を基準といたしまして、避難勧告を発令いたします。そして、さらには氾濫危険水位が五メートル二十に到達しまして、堤防が決壊するおそれがあるというふうになった場合は、避難指示を発令すると、そういうふうな判断基準となっております。

また、伝達手段については、防災行政用無線の利用、そして避難勧告や避難指示はサイレンを吹鳴します。また、町の広報車や消防指令車による伝達、町内会長や地区消防分団員の地区情報調査連絡員となっておりますので、この方たちの協力、そして民生委員、児童委員、近隣協力員や安心電話協力員、社会福祉協議会などの伝達のほか、町のホームページや、そしてテレビ、ラジオなどの放送機会の依頼が伝達機関としております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

それはちょっと単純な、また素朴な質問です。

平成二十五年九月十六日の台風十八号は皆さんご存じのはずです。白子地区のリンゴ園が水没した。あのときは平川の白鳥広場の堤防、私も団員ですので、もうほとんど堤防のてっぺんから八十センチぐらいしか、もう水位がその辺まで迫ってきました。十川の場合はもっとひどく五十センチぐらいだと思います。そういう場合において、私から見ればもうそろそろ避難指示とか、勧告出てもいいんじゃないかというふうに思ったんですけれども、あの当時出なかったのは、やっぱり今課長がおっしゃったとおり、いろんな情報を集めてこれ以上の水位上昇がないというふうに判断されたものなんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

避難勧告を発令しなかったということは、やはり河川氾濫のおそれがあるまで到達しなかったことやこれ以上水位の上昇が見込まれなかったということから、その判断基準マニュアルに基づきまして避難勧告発令までいかなかったものと思います。また、その当時は県の防災情報やいろんな観測データがありますので、そちらの情報により判断したと思います。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

そのとおり、それこそそうそつき少年になってはこれはまた大変な話ですので、確たるデータ持ってこれ以上の上昇がないので、ある程度見守りの態勢に入ったというふうに私も当時は理解したんですけれども、今ちょっとこの場をおか



りいたしましたして、確認させていただきました。

それで、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を段階的に確実な伝達とありますが、千曲川は午前一時ごろに水が堤防を越える越水状態になりました。そして、午前三時ごろにはもう一キロメートルの長さでもう堤防の上を水が越える越水があったそうです。一キロの長さです。それが午前四時ごろには一部で決壊という形になり、浸水が一気に広がりました、堤防三時間後には最大四メートル以上の浸水という、洪水という被害があったわけです。午前三時ごろにはもう深さ一メートルぐらいになって、もう避難できるような状況ではなかったみたいですね。報告書を見ると、そういう意味で確実な伝達手段の研究と今回の雨量の推計、当時一時間にどのぐらい降ったとか、それこそ二十四時間でどのぐらい降ったとか、そういう資料を取り寄せて何とか早いうちに町民に早い段階で指示を出せるような研究という大変ですけども、そういうのを何とかしていただきたいんです。というのは、夜の避難というのは非常に危険を伴いますので、とにかくバックデータ集めて、これやばいと思ったらもう本部長のほうからでも何でも避難指示先に出すような、そういう研究をぜひ進めてほしいんですけども、そうするお考えはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

最近はより確かな情報が入ってくることや実際川のライブカメラの状況で確認することができるようになっております。ただ、深夜の発令は確かに危険を伴います。このことから、どういう対応がよいのかという水害の被害を経験した市町村や特に交流のある三重県紀宝町、ここはこれまでも大きな水害をかなり経験しているということで、資料等の情報提供もしていただいておりますので、早急にマニュアル等の作成なども考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

その辺、何とかよろしくお願いします。

先ほど国交省のほうからの決壊地点は予測できないとのことですが、過去の堤防の漏水箇所とか、私とすれば自分たちでつくったものでしょうから、もっともっとわかっていいと思うんですけども、その中で危険度の高い箇所、重要水防箇所として位置づけているということ、ちょっと言葉として私ちょっと理解できないんですけども、危険だということは予想できるという意味だと思うんですけども、その辺は堂々めぐりになりますので、私も国交省の人たちと町の職員とかと点検してみるんですけども、目視で点検するだけでこの辺だよ、あの辺だよと目視で点検するだけであって、本当に国交省はその危険箇所を検証しているのか、その辺町として検証するように働きかけているのかどうかを伺います。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

毎年岩木川重要水防箇所の合同巡視、これは町と消防団、河川管理者で行っておりますが、実際国土交通省の青森河川国道事務所が現地調査をして、そして結果を踏まえて合同巡視して情報の共有を図っていくということなので、監視の強化などへつながるということから問題ないと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

国土交通省が、私もちょっと無理があるんだけど、警戒地点を予測できれば、そこを直せばいいだけの話なんだと、国土交通省が警戒地点を予測できないのであれば、浅瀬石川、平川流域に面した全ての町内、例えば私、舟場、みつや方面から館川、下町、銅屋森方面というふうに私もちょっと考えていたんですけれども、この緊急避難を発令しなければならぬと思います。気象庁とか、いろんな発表にもよると思うんですけれども、この危険度の高い地域は最初から二次避難所への避難がベターだと思うんですけれども、例えば白子あたりの一次避難所は集会所ですけれども、あの辺の浸水がもう二メートルを超えますので、ハザードマップの指定している避難場所の記載変更を考えてもいいと思うんですけれども、町としてのお答えをお願いします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

まず、水害は地震災害と違って、時間的に移動が可能となります。一次避難所はそれぞれ自宅の近くとかとなっておりますが、まずは近くの避難所に避難していただきまして、一次避難所が危険と想定された場合は直ちに二次避難所、もしくは別のもっと安全な避難所へ避難誘導することになります。これは二次避難所が満杯になればまた避難誘導が混乱するということが予想されますので、やはり一次避難所に避難していただき、移動可能なように避難誘導することになります。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

雨水は極論でしゃべったので、普通に考えれば課長がしゃべるとおり、やっぱりある程度まとめて、そこで一回全ての把握をして、その次の動作に移るのが普通かと思います。それはそれでいいかと思います。

それでまた、藤崎小学校ふれあいずーむ館は、先ほど私言ったんですけれども、一階は使用不可能になると思います。緊急の場合なんですけれども、その場合の例えば二階しか使えない。恐らく体育館の一階は使えないというときに先ほど町長の答弁の中で二千人規模の、例えばなった場合、これ、例えば藤崎小学校、役場もありますけれども、この辺もありますけれども、例えば藤崎小学校に一次避難所ですので、一次避難って水害の避難ですので、避難して立っていても避難できればそれは人の命助かるのでいいんですけれども、そのときに学校自体にそれだけの使用のスペース考えていますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

藤崎小学校は二次避難所ということですが、収容可能人員は三百十七名となっております。そのことから二階への避難となりますと、百五十人程度が想定されます。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

わかりました。

そういえば、もう一つちょっと変えて、先ほどの垂直避難のお答えがありましたけれども、浸水の深さが一メートルから三メートルの区域に例えば平屋がどのくらいあるか。また、当該家屋二階であってもグラウンドライン、G L低ければ当然水はそれこそ設定した高さのG Lから水が上がっていくわけですので、平屋がどのくらいあるか。また、その平屋の危険性を例えば住民の皆さんにお知らせしているとか、そういうのをやっているものですか、あわせてお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

平屋の件数については、把握しておりません。平屋の方への訪問もしておりませんが、避難指示等については避難地区の全町民に周知するということから、伝達は可能であります。また、ハザードマップを確認していただきまして、常に避難の準備を心がけておくことが必要だと思えます。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

何とか確かに全てに行き当たること自体は難しいと思うんですけれども、本当に中でも危険な場所、危険な箇所とか、先ほどの国交省の話ではないんですけれども、もしそういうのあったらやっぱり行政サービスの一環で何とか調べてもらって、何とか配慮していただければと思います。

あと、要援護者の避難はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

要配慮者については、本人の了解を得て名簿があります。このことから、避難等については、町からの連絡により地区の情報調査連絡員にある町内会長や消防分団、そしてまた地区の自主防災組織、そして町職員などで避難誘導するということを考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

今回の十九号の台風で避難所の問題点、先ほど五十嵐議員もおっしゃっていましたが、幾つか報告されていると思います。その中の一つに先ほどとはちょっと違うんですけれども、避難所に入りたくても入れない人が多数報告されています。水が引いて、体育館などで避難するわけですけれども、大規模水害の場合、避難所でしばらく生活する人数と避難所はそれに対応できるかどうかという予測は役場のほうでなさっているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

大規模災害での避難所の開設というのは経験ありませんけれども、千年に一度の大災害となるということであれば、

想定ができませんので、いずれにしても柔軟な対応をすることが大切かと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

そのほかの問題点を一括で一つお尋ねします。

その計画、避難住民を全て収容することは難しいと思います。計画避難住民、ちょっと言い方は悪いかな。避難住民を収容する事態になったとします。その段階で例えば段ボールベッド、それから段ボールでの仕切りとか、毛布、水、食事の用意など、当然必要になってくるわけです。そのぐらいの備蓄というか、用意するものはどの程度あるものでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

備蓄については、現在配備していない状況であります。ただ、ことしの防災訓練では、初めて避難所における段ボールの仕切りを使用した訓練を実施しました。今後もこの訓練実施したいと思うので、段ボールの仕切り等については少しでもふやしていきたいと考えております。

また、水や食料品については、いざ災害時においてはイオン株式会社と災害時の応援協定を締結しているということから、そちらのほうを活用したいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

先ほどからしゃべったのは万に一つという状況の中で、これはちょっと進み過ぎた質問かと思うんですけども、当然仮設住宅と建物とか、建てる場所とか、それこそ千年に一度のものさ何でそこまで考えなければならぬんだというのは別にして、万が一、水害とか起きた場合、住宅の建てるのと建てる場所を考えているものか、計画しているものかどうかお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

実際そのような計画はありませんけれども、東日本大震災やいろいろな災害を見ますと、学校のグラウンドとか、公共用地に建設しているのが見受けられますので、実際はそういうになるかと思えます。以上です。

○議長（小野 稔君）

あと十四分残っておりますけれども、奈良完治議員の質問を最後までやりたいと思えますので、よろしくお願ひします。奈良完治議員の質問を許します。どうぞ。五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

それでは、当町の配水、水道の配水設備は津軽広域からの購入水でもあり、配水方式もポンプ圧方式ではないかと思っています。ほかのところみたいに高いところにタンクを置いて、その圧力で配水しているというのではなくて、あくまでも電気でポンプを回して圧力をかけて送っているというような配水方式だと思っていましたので、この質問をしま



した。配水池は当然タンクですので、防水性は確保されていると思います。ただ、その隣になる配水設備に関しては、やっぱり普通の建物ですので、非常用の発電機とか、制御盤とか、いろいろあると思います。ほかの地域の水害での被害はやっぱり配水池自身、つまり取水しながら水をつくっていく段階の中でやっぱり配水池自体が被害を受けたもので、この質問が、それはちょっと当てはまらないんですけども、ただ、電気系統さえ守れば当町はそれこそ黒石からの水が来ているうちは断水という事態は起こらないと思いますので、この質問をさせていただきました。防水扉の更新、止水板の設置、これはぜひお願いしたいと思います。

その中で一つお聞きしたいのが、その止水板の、役場にもついていると思うんですけども、水密性能をお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

止水性能は一時間当たり二十リットルの水が入っていくということで、平米当たり高さ二センチでありまして、一階の床面積が千平米であることから、一時間当たり計算上では〇・〇二四五センチとなります。〇・〇二四五センチ（「二四五センチ、そのぐらいしか入らない」の声あり）はい。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

あの止水板というのは、やっぱりそれだけの水密、もう一回ちょっと確認したいんですけども、それだけあるんで

すか。本当に一時間に二十リットルぐらいしか入らない。千平米に対して〇・〇二四五メートルということは、単位からいけばセンチに直すと何ぼなんですか。（「一センチいかない」の声あり）わかりました。それだけ、保障されている……（「設計上の話だ」の声あり）設計上の話、すれば万が一のために、それこそさつき水道施設のほうの電源守る話と、それから役場のほうの非常の発電機あると思います。これにそれこそ水入ると、それこそ発電機自体の水没、それから各配電盤とか、制御盤が当然水入れればショートして使えなくなります。一番大事なのは、やっぱり役場がもし災害にあった場合、やっぱり基地の指令所として機能を果たしていくためには、やっぱり最初の二、三日間の電力、これが問題になると思いますので、ぜひ止水板の設置をお願いします。それからどうしたら入ってきた水を吐き出せるか、その辺もう少し研究していただければいいかと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

最後だけ町長にお答え願います。

この十月十七日の東奥日報に、宮城県の丸森町の住民と町長の談話が載っていました。「住民の一人は、インターネットなどで降雨量などを確認した。しかし、早目だったつもりでもぎりぎりだった。水が迫ってくるのが思ったより早かった」と、つまりネットで確認し、いろんなハザードマップとか見ながら自分の中では早目に出たんだという話をなさっています。また、保科郷雄町長は、「想定外という言い方はしたくないが、驚き」というふうにおっしゃっています。つまり、この洪水浸水は、町や住民たちの想像と準備を超えるというふうに私は理解します。特に大規模災害・水害には、よく言われる自助、共助、公助のうち垂直避難と二次災害防止の意味では自助が一番大きな位置づけのように思いますが、なかなか意識が浸透し切れないのが事実のように思います。そのような意味においてもこの公助、特に初期からの観測判断、指示において町として大きなウエートを占めるように思います。どうか日々のデータの収集に努め、浸水被害を最小限に抑え込める体制づくりをお願いしたいんですけれども、町長ひとつご返答をお願いします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まず、自然災害というのは、間違いなく私は地球温暖化の影響だと、そう思っております。日本に限らず世界各地でさまざまな被害に遭っているのは、これは我々人間たちが自分たちの暮らしやすさの利便性を求め過ぎて地球環境を壊しているというのが、やっぱり人類一人一人が気をつけていかなければならないだろうと、そう思っております。そして、ここ数年、頻繁に雨雲がその地域から動かないというのが今の集中豪雨につながっております。さきの十九号の台風では、友好都市である田野畑村、一晩で四百ミリ降ったそうです。道路の欠損、山の崩れ、大小合わせて五百カ所あったということで、まだまだ台風の爪痕が残って、恐らく復旧・復興は一年ぐらいはかかりそうだということで、新年度、令和二年度職員を派遣するような今段取りをしているところでございます。

さて、私は、自然災害というのは、いつどこでどういう形であるかわからないのが自然災害であって、万が一有事の際にとうとい人命を防ぐにはやっぱりトップリーダーの判断力と、それからその地域住民の人たちがいわゆる要介護の人とか、高齢者の人とか、町ではもう例えば中野目であれば、この家庭はひとり暮らしで何歳と、そういうのが点で落としております。そういうことをもっともっとやっぱり地域住民の人が真剣になって、今現状では藤崎町は自然災害ばけはしていると思っております。ただ、三級河川が合流地点が藤崎町でございます。いわゆる我々が国交省等に毎年毎年河川整備で陳情してはいますが、全てやることには予算もかかりますので、今鶴田のほうの築堤と河道掘削を今やっています。藤崎においては岩木川と平川の合流地点がいわゆるちょっとした洪水でえぐられています。今、その工事、最中やっています。それと同時にいわゆる平川の白鳥広場の築堤も強化のために階段で整備していただきました。よって、何を言いたいかというと、さまざまな国への要望活動はこれは広域でやっていきます。しかしながら、地域住民の協力なくして、いわゆる有事の際のとうとい人命はやっぱり守ることはできないので、これからも多くの町内会、

多くの人々に自主防災組織の設置がいかに重要かということをお話をしていきたいと、そう思っております。もちろん消防団の協力、あるいは民生委員の協力、さまざま団体の協力がある際の最小限の被害にとどめると、そういうことで鋭意努力していきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

これで五番奈良完治議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。再開時刻は一時十分といたします。

休 憩 午後〇時十一分

---

〔再開前に事務局より、十一番横山哲英君が所用のため午後欠席する旨が報告される〕

再 開 午後一時 八分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一番石澤貴幸議員に一般質問を許します。石澤貴幸議員。

〔一番 石澤貴幸君 登壇〕

○一番（石澤貴幸君）

皆様、お疲れさまでございます。傍聴席の皆様も最後までお疲れさまでございます。

議席番号一、石澤貴幸と申します。

ただいま議長から登壇のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきますが、その前に新人として当選後、初の登壇でございますので、一言ご挨拶を申し上げます。

私、石澤貴幸は、さきの町議会選挙において、無投票ではございますが、新人として当選させていただきました。たくさんの方の町民の皆様から励ましの言葉やご支援を頂戴いたしましたこと、この場をおかりしまして心から御礼申し上げます。皆様からいただきました激励のお言葉を生涯忘れることなくしっかりと胸に刻み、藤崎町と町民の皆様の未来のために精進し、奮励努力する覚悟でございます。壇上から甚だ失礼と存じますが、先輩皆様方のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、「子供たちに明るい未来」をモットーとする私から通告に沿って質問させていただきます。

まず、子ども医療費無償制度に関してです。

この制度については、これまでに幾度もこの議会の場で取り上げられ、そして、見直されてきました。所得制限が撤廃となり、無条件に中学生まで医療費が無料となった現在の制度は、まさに本気で子育て支援に取り組む平田町政の象徴と言えるのではないのでしょうか。私も中学生二人の子がおり、そのありがたさに感謝が絶えないのはもちろんでございますし、周りの保護者の皆様も絶賛し、同じ気持ちであります。そのほかにもさまざまな手厚い子育て支援の施策により、安心して子育てできる藤崎町が日々前進し続けていることは、子育て世代の誰もが実感しているところでございます。ぜひこの歩みをとめないでいただきたい。そうです。私が申し上げたいのは、医療費無償化を早期に高校生まで拡充していただきたいことでもあります。

三期目をスタートさせた平田町長は、いろいろな公の場において、非公式ながら高校生までの拡充を目指すことを何度も発言しておられます。いよいよ県内、また全国でも高校生まで拡充した自治体のニュースを耳にするようになりました。子育て世帯の移住を歓迎する藤崎町をPRするためにも先駆けとなって早期実現させることが望ましいと考えております。

九月の議会において、浅利議員が同じ質問をし、「検討します」との答弁は広報ふじさきで承知しておりますが、早

期実現を願う一心であえて質問させていただきます。実施に向けて進んでいますでしょうか。めどは立ちましたでしょうか。お尋ねいたします。

また、二〇二二年四月から成人年齢が引き下げられ、十八歳の誕生日を迎えれば高校生にして成人となります。高校生までの無償化を目指す上で意識しなければならない事象ですが、成人高校生の処遇についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

続きまして、冬期間の中学生のスクールバス運行についての質問です。

ことしも予定調和にここ津軽では雪が降り始め、中学生の徒歩で通う姿が見受けられます。これは余談でお答えいただかなくても結構ですが、最近の中学生のリュックの中身はぎっしりで、とてつもなく重いのはご存じでしょうか。背負っている荷物の意味が違いますが、まさに二宮金次郎像を彷彿する姿に応援したくなります。

話を戻して、さて、平田町長は、ひところ小・中学校での祝辞において、「過保護にすることなく歩かせてください」とお話されたのを記憶しております。「吹雪の中、雪やぶをこぎながら通って着いた忍耐力が今でも役に立っている」と広報ふじさきの取材に応じてくださった藤崎町出身拓殖大学福田理事長のコメントを紹介し、車で送り迎えする保護者に苦言を呈したものと存じております。これには私も賛成であり、生徒たちにはなるべく歩いてほしいと思っておりますが、明德中学校学区の福館、富柳地区は全くの論外でございます。何分限界というものがございます。昔、常盤村の時代、この地区の中学生は冬期間に限り小学校のスクールバスを利用することができました。ところが、今は利用することができず、保護者の送迎に頼っているのが現状です。何とかならないものかという地域の声を要望をお伝えするべく質問させていただきます。

まず、中学生のスクールバス運行に関しまして、基準はございますでしょうか。お答え願います。

冬期間のスクールバスは、待ち望む福館、富柳地区の生徒たちにとって急務でございます。あしたからでも乗れる方

法として、小学生用の現行スクールバスの利用が考えられますが、座席のこともありますし、乗ることは可能でしょうか。お答え願います。

また、藤崎中学校学区においても困っている地区は十分考えられます。柏木堰、俵舛地区は最も遠いようです。実際に私、十二里郵便局から藤崎中学校まで中野目ルート歩いてみたところ、私の足で五十五分かかりました。中学生の足では一時間を超えることが予想されます。勤めに出る保護者が多くなった現代では、早出勤や夜勤も珍しくないのですから、おのおの送迎にも不便を感じているはずです。冬期に限った両中学生のスクールバス利用を見直す必要があるのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

最後に、藤崎小学校及び常盤小学校のグラウンドコンディションについてお聞きします。

これまでも常盤小学校については、地元の議員から質問がなされておりますが、どれも強風による近隣住民への砂ぼこり被害が取り沙汰されたものでした。ゆえに、防じんネットを設置するなど、砂ぼこり被害に特化した対策が施されてきました。また、その質問かと思われがちですが、満を持して私がここで訴えることには別の大義があり、根本的にすべきことは違うということを上げたいのです。それは、表面が風で削り取られ、下地がむき出しとなり、子供たちにとって粗悪なはげグラウンドを何とかしてほしいということです。

私は、グラウンドが完成してすぐその感触を踏みしめております。最初はやわらかい特殊な砂の表層があり、程度のよいクッション性に感動して、こんなすばらしいグラウンドをつくってくれたと感動し涙が出るほどでした。ところが、その表層はすぐさま風に飛ばされ、今見えているのは岩のように非常にかたい下地であります。まさに岩肌のようにごつごつしております。削られた箇所はへこんでおります。学校の活動利用のほか、スポ少の野球、サッカーの練習にも利用され、指導者はスライディングさせられないと嘆いております。子供たちにとっては粗悪なコンディションなのです。そして、重要なのは同じ工法で作られた藤崎小学校も同じ惨状だということです。私も確認しましたが、症状は

まさに同じであります。

町長、子供たちに安全・安心なグラウンドを提供し、かつ近隣住民への砂ぼこり被害をなくすためにもある程度のお金をかけてでも解決するべきだと思いませんか。どのようにお考えかお尋ねいたします。

以上、壇上からの私の質問といたします。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

先般の議会議員の選挙で、まずは使命感に燃え郷土愛を持って当選なされたことに心からお祝い申し上げます。初心を忘れることなく、今までの経験を生かしてこれからも町政発展のため、そして我が町の町民の幸せのために頑張っていることを期待するものであります。

それでは、石澤貴幸議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、「子ども医療費無料、高校生まで拡充について」のこの「検討中とのことだが、実施に向けて進んでいるか」についてお答えいたします。

子ども医療費の無償化制度につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減や早期治療による子供の健全な成長促進に効果を発揮しているものであり、当町においては、平成二十八年六月より所得制限を撤廃し、現行の中学三年生までを対象に、医療費の無償化対策を実施しているところであります。

この医療費無償化の財源といたしましては、ゼロ歳児から小学校就学前児童に対する乳幼児医療費分については、県補助金として事業費の二分の一が充当されており、小学生から中学校三年生までの子ども医療費分につきましては、平



成三十年代から、ふじさき応援基金からの繰入金、一千二百万円を充当し、その給付を行っているところであります。

また、直近三年間における医療給付費の推移を見ますと、平成二十八年度が四千七百万円、平成二十九年度が四千九百万円、平成三十年代が五千百万円程度の給付額となっており、毎年度二百万円程度の増加傾向となっているものであります。

ご質問の「高校生までの拡充」につきましては、本制度が、子育て世代を支援する上で重要な施策であり、町の児童福祉の向上に大きな役割を果たすものであると認識をしているものの、政府の掲げる「ニッポン一億総活躍プラン」の方針を鑑みた場合、国の制度として高校卒業までの医療費助成を行うべきものと考えているものであります。

また、依然厳しい財政状況において、町単独事業として、高校生までの医療費を無償化する場合にあっては、町の財政状況等を十分に勘案する必要があり、今後の国の動向なども見据えつつ、状況判断してまいりたいと考えております。

次に、ロの「二〇二二年四月から成人年齢が十八歳となるが、成人高校生の処遇について」であります。民法の一部を改正する法律が平成三十年六月に成立し、民法による成年年齢が二十から十八歳に引き下げられることとなりました。これにより、十八歳、十九歳の若者の自己決定権が尊重されることとなり、今後の積極的な社会参画が期待されるところであります。

ご質問の成年年齢の引き下げ後に、仮に、高校生までの医療費の無償化の対象とした場合、この民法の改正により、令和四年四月からは、高校三年次の期間に多くの生徒が十八歳を迎えることとなりますが、現行の子ども医療費の対象範囲が、中学校を卒業する月の月末までとしていることを踏まえ、高校生までの対象を拡充した場合も、同様に高等学校を卒業する月の月末までとすべきであると考えております。

なお、子どもの医療費の無償化は、豊かな社会を築くための未来への投資であるとの観点から、国や県に対して全国一律の制度を構築するよう要望してまいりたいと考えております。

次に、「冬期間の中学生のスクールバス運行について」のイの「中学生のスクールバス運行に関する町の基準について」お答えいたします。

スクールバスにつきましては、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」及び「町スクールバス運行管理規則」に基づき、距離や時間のほか、安全や地理的な事情、降雪などの気候条件を含め、総合的に勘案し、運行地域を設定しておりますが、運行は、小学生のみを対象としていることから、中学生のスクールバス運行に関しましては、町の基準を定めていない状況となっております。

次に、ロの「冬期間、福館、富柳地区の中学生が運行中のスクールバスを利用することは可能か」とハの「藤崎中学校学区も含めて冬期間に限った利用を見直す必要があるのではないか」については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

福館、富柳地区を運行しているスクールバスの乗車定員は運転手を除くと五十九名で、利用登録者数は三十五名となっており、明德中学校の同地区の在籍生徒数が五名であることから、現在の必要座席数を積算した場合は、利用可能となっております。

また、藤崎中学校区を運行しているスクールバスにつきましても、定員に対してはあきがある状況となっております。

ご質問の冬期間の利用の見直しにつきましては、これまでスクールバス利用の対象を小学生に限定して運行しておりますが、冬期、中学校において自転車通学が禁止されることを鑑み、距離としては概ね三キロ以上、徒歩に要する時間を見た場合、三十分以上かかる地域を対象として、冬期間の中学生のスクールバス利用に関し、今後速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、利用希望者に係る対象地域や希望者数が毎年変動し、限られた予算内での効率的な運用が求められることから、実施方法等につきましても十分に検討する必要があるものと考えております。

次に、「藤崎小学校及び常盤小学校のグラウンドについて」のイの「両小学校のグラウンドコンディションの惨状について」お答えいたします。

石澤議員におかれましては、惨状という言葉を使いましたが、このことには子供たちに優しいグラウンドをとという思いで人体に影響のない細やかな砂を使用して整備したのが飛散の原因となっていることをございますので、あえて「両小学校のグラウンドコンディションの現状について」と言い直してお答えしたいと存じます。

常盤小学校グラウンドの土砂の飛散につきましては、これまで水の散布や、防じんネットを設置するなどの対策を講じており、今年度は、土砂の飛散抑制に効果のある防じん剤を購入し、学校職員及び学務課職員により散布したところであります。

昨年度、グラウンド周囲に設置した防じんネットには、大量の土砂が付着しており、防じんネットの設置には、飛散に対し一定の効果があったものと思われませんが、グラウンドが広いこともあり、根本的な解決には至っておらず、また、土砂の飛散に伴い、下部のかたい路盤が露出し、削れ、波を打っている箇所も一部見受けられる状況となっております。

藤崎小学校のグラウンドにつきましても、常盤小学校ほどではないものの、土砂の飛散やグラウンド面の状況については同様であり、対策の必要性を認識しているところであります。

このことから、まず、常盤小学校グラウンドについて、土砂の飛散に対する根本的な解決を図るため、費用対効果も含めた複数の案について比較検討を進めており、早期の対応を目指してまいりたいと考えております。

以上、石澤議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより一番石澤貴幸議員に再質問を許します。一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

医療費無償化、高校生までについて再質問させていただきます。

町単独での実施はなかなか困難なようですが、高校生まで拡充した場合、想定されている追加予算額はどれぐらいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

試算する場合の条件といたしまして、平成三十年年度の国民健康保険の医療費分析に基づきまして試算させていただきました。国保加入者が十五歳から十七歳までの方で百一名おられます。その方々の診療点数の受診、それから診療率を求めまして、令和元年度十一月末現在におけます町の十五歳から十七歳までの四百四十名分にこの受診診療率を乗じて医療費を試算いたしました。結果、年間五百万程度の金額となるものと思われまます。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

五百万円とは先ほどの町長の答弁にあった全体の給付額の大体十分の一程度ですね。意外と低いので驚いております。では、その試算の内訳についてお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

試算費目は入院と外来がございまして、やっぱり高校生になりますと、入院の利用頻度がぐっと下がるということがわかりました。試算した結果、入院にかかる費用は約六十万円程度になります。外来につきましては、四百四十万円程度で合わせて五百万円という結果となりました。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

今、入院の見込み額が六十万円とお聞きしました。全て無償化することが難しいのであれば、段階的にまずは入院に限って無償化することなどはできるように思います。一步でも前へ、ぜひ検討してみたいかと思いますが。

また、万一、町単独で踏み切った場合においても在学中は無償化すべきとの力強い確認がとれましたし、待ち望む保護者の方々の要望を再度お伝えいたしまして、この医療費無償化に対する再質問を終わります。

続きまして、冬期間の中学生のスクールバスについてですが、こんなに開けた明るい答弁とは正直予想だにしていなかったです。町長は藤崎中学校学区も見据えて今後検討を進めるとおっしゃいました。余りにも喜ばしい答弁で興奮しております。

私は当初、町内の不便な地域全てを取り計らうのはなかなか難しいことと考えておりますので、まずは福館、富柳地区だけでもという思いでイ、ロの質問を用意いたしました。しかし、私の願いはまさに両校の中学生のために見直してほしいところだったので、ではこれを前提に再質問させていただきます。

実施に至るまでにはどのような業務や準備がございませうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

学務課長からは日程的なことを後ほどお答えさせます。

実は、石澤議員さんの質問事項に応じて学務課長と教育長に私のところに来ていただきました。その中で、全てやりたいのはこれは行政サービスの長として当たり前な話であって、ただ、全ての地域を網羅するとなると、恐らく今のスクールバスの三台では到底無理で、もう二台ぐらいはふやさないと無理です。私は基本的には子供会の育成協議会でも、あるいは小・中学校のいわゆる卒業式、あるいは入学式でも過保護にしてはだめだと、自立した子供たちを育てるためには最低小学校の高学年、あるいは中学生はみずからの足で通学させて、たくましさを育ててほしいというお話もさせていただきました。そのことについては、石澤議員も同感ですというのが先ほどありましたけれども、その中にあるご指摘のように常盤地区であれば福館、富柳、あるいは藤崎地区であったら柏木堰、あるいは一方では林崎、白子、この近辺が中学校から遠距離というところでもございます。その段階で教育長と担当の学務課長が私のところに来た段階で速やかにまず検討してくれと、いわゆる現状のスクールバスで小学生が乗っても、なおかつ中学生を乗せるスペースがあったら、速やかに検討してくれと、ただ、それを実施することによって相当宙ぶらりんの二・五キロとか、二キロとか、そういう保護者から甘えて意見は出てくるぞというようなお話をさせながら検討を急がせております。

ですから、恐らくやるとなれば、段階的に富柳、福館地区が中学生が乗れるスペースがあると、人数も限定された五人ということでもございますので、その辺の段階から始まっていくのかなと、そう思っておりますけれども、現状のスクールバスを有効利用するような意味で検討を指示しているところでございます。以上であります。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

今、町長のお話にもありましたが、速やかに検討するようにと指示はいただいたところであります。今後想定される業務といたしましては、先ほど申しましたように、対象地域の設定です。最初の町長の答弁にもありましたように、距離としてはおおむね三キロ以上、徒歩でおおむね三十分以上という地域を対象地域と想定します。その富柳、福館はもちろんそこには入ってくるとは思いますが、町長も申しましたように、当落線上といえますか、微妙なところ、例えば久井名館は設定しなくてもいいのか、あるいは藤崎地区においては白子、林崎、緑町、それから柏木堰、俵舂、下俵舂とか、西中野目、そちらのほうについてはどうかという、地域の設定をまず厳密にしたいと思います。

それから、それに伴って利用者の把握であります。通常は学校で子供たちが登校した場合にスクールバスを利用しますかという案内を入れて、その回収をもって集計することにはなるとは思いますが、間もなく冬休みに入りますので、周知の仕方を考えなければいけません。

それから、利用者の把握、数の集計に当たったら今度は運行コースの設定です。全部の地域、それからどここの町内の人がある乗る場所に近いかという設定も考えなければいけませんし、それによっては一台のバスで運行コースの全員を一回で送迎といえますか、送り迎えできない場合は一回学校まで来て、ピストン輸送でもう一回違う地域に戻ってということが考えられます。そして、それに伴って最後に小学校、中学校の始業始まる時刻に合わせて一番遠いところは何時に出発させるべきなのかという時刻の設定もあります。小学校、中学校帰りのバスの時刻はどうなのかということもあります。そして、それに伴って業者、こちらで設定するコース、あるいは数を設定した上で、業者とこれが可能か、こちらで想定する運行コースや運行の方法について、これが可能かということ、業者と協議する必要があります。それから、それに伴って、先ほど中学校のバスの運行については、規則はないということでしたので、規則の整備もあります。それから、その規則を整備した後、教育委員会の会議に諮る必要があります。それから、それをいよいよ条件

がそろいましたら、周知をする期間も必要であろうということです。

以上、ざっと見ましてもこのぐらいの業務が今後想定されております。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

なかなかもちろん簡単には事が進まないのは承知しております。しかしながら、ここまで話が出ると、どうしても浮き足立ってしまいまして、なるべく早い時期にバスに中学生たちが乗れるようにすることをどうしてもやっぱり望まれてきます。多分この議会が終わって、そしてそういううわさになれば、保護者の皆さんももちろん期待するはずでございます。

では、なるべく早い利用開始が望まれております。今、おっしゃった業務の中で、特に滞るような懸念されるような業務はございますか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

帰りのバスを下校のときのバスをどうするかであります。そもそも小学校と中学校の下校時刻は違います。小学校は三時半、あるいは三時二十五分とか、四十五分ですが、中学校は四時台です。四時五分とか、四時十分になっております。そして、その中学校はさらにそれから個々に部活や学習会や委員会活動を行っておりますので、一人一人の下校の時刻はさらに違う状況になっていきます。何時、何時というふうの下校バスの発車時刻を設定した場合に、その時間に制約されて、それらの教育活動に支障を来すおそれがあるのではないかと、その辺が懸念されまして、学校とも十分協



議をする必要があると思います。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

確かに帰りに関しまして、やっぱり小学校、中学校との調整は難しいのかもしれませんが、また、おっしゃるとおり、小学生のスケジュールに合わせるようであれば中学生にとっては健全な学校生活とは言えないことにもうなずけます。かといって、便をふやすなど、帰りにこだわっているのは、それこそ予算の話にもなるでしょうから、それによって話が滞ってしまうようでは、それは私も望んでいることではございません。であれば、私は当面朝だけの利用でも十分意義があると考えております。朝は誰もが慌ただしい時間帯でございますし、また両親とも勤めに出るような家庭ではなおさらです。そういったことを考えながら、なるべく早く運用することを念頭にご検討を進めていただくことを要望いたします。

以上、スクールバスについての質問を終わります。

続きまして、グラウンド問題についての再質問でございます。

答弁では、防じんネット設置した効果、また防じん剤を散布したことなど、やはりまた砂ぼこり対策についてのお答えが目立ったように受け取ったのですが、私が申し上げるごつごつしたでこぼこに波打つグラウンドの表面についての対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

スクールバスと同様、この両小学校のグラウンドコンディションの現状についても教育長も学務課長も同席して私と鋭意検討させていただいているところでございます。まずは費用対効果もありますけれども、人工芝であったら二億円以上かかるそうです。芝生でしたら一部のトラックとか、あるいは野球場の内野グラウンドとか、そのところは土のまま残しても約一億二千万から五千万ぐらいかかるというような試算をはじきだしております。学務課では。

その現状のでこぼこもひっくるめて防じん、飛ばないようにの砂を全面的に入れる。ここは教育長の考え方はやっぱり小学校の内野グラウンドは、野球場の内野グラウンドは今のまま細かい砂に残すというような状況もありましたけれども、その辺で工事すると、約三千万弱というような試算を私のほうにいただきました。

そういう中で、築何年もたっていないので、今、文科省から補助を受けたグラウンドに着手する場合、いわゆる文科省の改修工事の事業あるのか、ないのかという、その辺もちょっと突っ込みました。そうしたら、ないというような見解でして、グラウンドそのもの、大なり小なりいわゆる改修工事やるとしてでも一〇〇%町の一般単独予算からの手当てとなることを聞いております。よって、グラウンドの整備につきましては、さまざまな手を尽くしてきましたけれども、何せ広大な校庭であります。私は事業見つけてこいと、いろいろな意味で事業見つけてこいというお話もそのときしました。そしたら、ちょっと文科省ではないけれども、一般財団の中でそういう事業があることもちょっと説明受けましたけれども、もうそれは全国から順番待ちで抽選で一〇〇%かなうものではないというようなお話もさせていただきましたけれども、その辺もひっくるめて今、石澤議員がお話あったようなことも総合的に今、いろんな意味から学務課、そして教育委員会、そして学校側との協議を急いで進めていくというところでございます。よって、早ければ新年度予算の査定に入るかもしれません。あるいは今年度中に調査費を計上という形にもなるかもしれません。もうちょっとしばらく時間を頂戴したいと存じます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

私からの切実な願い、つまりは本当の子供たちのために何とかしてほしいというのは伝わったようでして、急いでいろいろ考えて、そしてまた急いでくださるということでしたので、それに期待して何とかその問題の解決に取り組んでいただきたいと思います。

最後となりますが、バスに関しても中学生用のバスが通れば保護者が助かるとか、このグラウンド整備すれば近隣の住民の被害がなくなるとか、そういうことではなくて、何とか子供目線で、子供ファーストで、つまりは子供たちの笑顔のために、こういったことを念頭に置いて事業を進めてくださることを切にお願いいたしまして、これを持ちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

これで一番石澤貴幸議員の一般質問は終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後一時五十二分